No	国の予算制度	枠	地方単独事業	エネルギー・原材料・食料安保及び物価高騰の影響を受けた生活等に対して事業規模及び直接及ぶ	物価高騰対策と整理する概要・理由	臨時の措置であることがわかる事業名称としている	交付対象事業者の名称	経済対策等との関係	対象外経費の臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	①推奨事業メニューについて ②一つ又にも関連する場合は、Ｎ-7列に追加で選択してください。	「推奨事業メニュー例より１つ選ぶ効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	財事業者 （単位：千円）	B 交付対象経費 （単位：千円）	B1 国の不補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分） （単位：千円）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等） （単位：千円）	当参考	事業の概要（①②③を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 （推奨事業：（対象額、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	商品券等発行等事業	商品券等活用事業が販路維持や促進事業等を目的としていること（具体的な対応を検討中の場合も含む）	予算化時期	予算化の方法	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている分の明記	実施状況の公表等について（HP、広報誌など）	備考 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各市の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2 （重林水業・食品分野） （中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備） における補助化項目	自治体での予算区分
11													合計	203,742	124,361	124,361	79,381													
12	1													-	-															
13	2	RT.補正	推奨事業	○	○	物価高騰等に直面する子育て世帯を支援する観点から、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えるため。	○	小中学校給食費無償化事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	①食料品の物価高騰に対する特別加算	③物価高騰に伴う子育て世帯支援				105,740	43,000	43,000	62,740		①　物価高騰に直面する子育て世帯を支援する観点から、必要な支援を迅速に行うため、小・中学校の給食費の高騰分も含め全額無償化を行う。（取組及び内容） ②①　小学校学校給食無償化事業補助金 ・無償化分：339円×940食×202日＝62,669,894円 ②②　中学校学校給食無償化事業補助金 ・無償化分：362円×588食×202日＝43,070,036円 ④　小・中学校の児童生徒の保護者 全体事業費105,740千円の5/6は43,000千円（中学校給食）分を優先充当（※その他経費62,740千円の5/6金額差額相当分である41千円を含んでおり、支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。	―	○	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	小中学校児童生徒の保護者の負担を軽減する。 負担軽減額：小学校11千円／人、中学校20千円／人	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	給食			R9当初(地)
14	3	RT.補正	推奨事業	○	○	物価高騰等に直面する子育て世帯を支援する観点から、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えるため。	○	小中学校給食無償化事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	②物価高騰に伴う子育て世帯支援					22,740	22,000	22,000	740		①　物価高騰に直面する子育て世帯のうち、義務教育から小学校段階の保護者の経済的負担を軽減するため、教材費の無償化を実施する。 ②　消耗品費 ③　小学校分　10,000円×845人×1.1(物価上昇加味)＝15,467,831円 10,000円×13人 ＝ 130,715円 中学校分　18,522円×577人×1.1(物価上昇加味)＝11,759,548円 18,522円×24人 ＝ 444,552円 ④　小・中学校の児童生徒の保護者	―	○	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	小中学校児童生徒の保護者の負担を軽減する。 負担軽減額：小学校11千円／人、中学校20千円／人	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	学用品費・実験実材等			R9当初(地)
15	4	RT.補正	推奨事業	○	○	燃油・バスの運賃上昇に伴い、通学費の負担も大きくなっているため。	○	高校生通学定期券補助事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	②物価高騰に伴う子育て世帯支援				7,760	7,760	7,760	-		1)生徒の通学に係る経済的負担の軽減を図り、市内における定住の促進及び路線バスの維持すること 2)補助率 3)対象者：岐阜県内へ通う生徒数（計56の人）に対して、各地区ごとの今和5年台共交通アンケートに基づき八通学する生徒の割合で、各高校毎のバス通学者数（計の55人）を算出。 用いる各地区ごとに主要バス停から最寄各高校までの定期券代金を各経毎に設定し、各高校毎の金額を算出。 ・高富地区　150人　計4,665,000円 ・美山地区　103人　計3,359,000円 ・伊自良地区　12人　計　332,000円 4)定期券で公共交通を利用する高校生 学校毎、生徒毎の通学先及び利用停留所区間が異なるため、地区ごとの合計額で計上	―	○	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R8.9	交付件数：バス通学者のうち、半数が定期券利用（定員へ、150件	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R9当初(地)
16	5	RT.補正	推奨事業	○	○	公立1保育園の給食費を無償化することで、食料品の物価高騰や諸物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援につながる。	○	公立保育園給食費無償化事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	①食料品の物価高騰に伴う子育て世帯支援	③物価高騰に伴う子育て世帯支援				1,450	1,200	1,200	250		①食料品の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を目的とする。（取組及び内容） ②物価対策 ③公立1園保育園給食費 R8年度事業費2町　R8年度事業346円　差額56円 2,317人(延数)　×56円＝1,450,224円 2,317人(延数)　×141×1,450,229円 ※141＝令和7年度3・3時点の公上児童 ④公立保育園に在籍する園児の保護者	―	―	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	公立1園保育園給食費1以上児にかかる保護者負担の軽減1,450千円程度	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	保育所・幼稚園・認定こども園等			R9当初(地)
17	6	RT.補正	推奨事業	○	○	私立認定こども園等の給食費を無償化することで、継続する物価高騰や諸物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援につながる。	○	私立保育園給食費無償化事業補助金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	①食料品の物価高騰に伴う子育て世帯支援	③物価高騰に伴う子育て世帯支援				2,202	2,000	2,000	202		①食料品の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を目的とする。（取組及び内容） ②物価対策 ③給食費補助率 R8年度事業2町　R8年度事業346円　差額56円 実園事業園 16円×22,412食＝1,311,072円 分園事業園 30円×13,912食＝891,072円 合計金額2,202,144円 ④私立保育園に在籍する園児の保護者（令和5年度に公立保育園を民営化した際に高富保育園、富岡保育園について、市が実施している公立保育園の給食費無償化を継続するために私立の園へ補助金を交付していたことの交付額により、無償化を継続することで、民営化した際も利用する子育て世帯を支援する。）	―	―	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	私立保育園給食費にかかる保護者負担の軽減2,203千円程度	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	保育所・幼稚園・認定こども園等			R9当初(地)
18	7	RT.補正	推奨事業	○	○	道路交通法の改正により、令和5年1月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務とされた。特に事故が多い、高校生世代に高齢者が、自転車事故へのヘルメットを購入しやすいように、ヘルメットの購入に対して補助を行う。	○	自転車用ヘルメット購入補助金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	6.通勤下支え等を通じた生活者支援					250	250	250	-		①道路交通法の改正により、令和5年1月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務とされた。特に事故が多い、高校生世代に高齢者が、自転車事故へのヘルメットを購入しやすいように、ヘルメットの購入に対して補助を行う。 ②自転車事故やヘルメットの購入に対する支援 ・ヘルメット購入1人当たり2,500円を補助、対象数500個 2,500円×500個＝1,250,000円 ④市内在住の高校生世代と高齢者（65歳以上）を対象	―	―	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	自転車交通事故による死亡者0名及び、自転車利用者の負担額2,500千円程度	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R9当初(地)
19	8	RT.補正	推奨事業	○	○	防犯カメラの設置を検討しているすべての自治会等に対し、物価高騰の影響を受ける防犯カメラの設置を支援することで、防犯カメラの設置する費用に対して補助金を行う。	○	防犯カメラ設置補助金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	6.通勤下支え等を通じた生活者支援					8,000	8,000	8,000	-		①自治会内の防犯カメラ未設置の箇所に、設置者の拡張を図る。 ②防犯カメラ設置に対する補助金を交付する。 ③防犯カメラ設置1台につき上限400,000円を補助、対象数20台 400,000円×20台＝8,000,000円 ④市内の自治会等が設置する防犯カメラ	―	―	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	山県市内の刑法犯認知件数の低減及びカメラ設置自治会負担の前期800千円程度	学校給食（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	防犯対策			R9当初(地)
20	9	RT.補正	推奨事業	○	○	物価高騰による燃料等の負担を軽減するため	○	水道基本料金物価高騰支援事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	6.通勤下支え等を通じた生活者支援					29,000	29,000	29,000	-		1)物価高騰の影響を生活者及び事業者支援の観点により水道基本料金の無償化を行う。（令和5年5月～） 2)定額収益：水道料金基本料　対象：令和6年2月末分 3)料金：口径別料金（税抜） φ13：1,200円、φ20：2,910円、φ25：2,930円、φ30：2,960円、φ40：5,320円、φ50：7,760円、φ75：16,400円 4)総件数10,300件　基本料金約2,000千円/R7.1月時点）※公共施設を除く 5)山県市水道事業と給水契約をしている使用者（営业行為除く）	○	○	―	―	R8.4	議決	R8.4	R8.4	R8.4	一般家庭（φ13～φ25）において7,800円～5,260円の負担軽減 事業者においては13,920～32,800円の負担軽減			水道事業者			R9当初(地)
21	10	RT.補正	推奨事業	○	○	農業用機械、資材、燃料費等の価格が高騰し、農業生が多くの生産意欲を低下いでも、個人経営の一部作経営そこにで、影響を最小限に留め、農作業の省力化を促進し、生産拡大及び生産効率の向上を図るため。	○	担い手経営規模緊強化支援事業補助金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	非農林水産業にに対する物価高騰対策支援					9,600	4,800	4,800	4,800		1)物価高騰の影響を受ける農業者を支援するため、農業用機械等の導入に係る経費の一部を補助することにより、物価高騰による営農への影響を最小限に留め、農作業の省力化を促進し、生産拡大及び生産効率の向上を図る。 2)補助金 3)農業ハウス　上限2,000千円 ・2,000千円×3事業者＝6,000千円 ・1,000千円×2事業者＝2,000千円 ・1,000千円×2事業者＝2,000千円 ・400千円×1事業者＝400千円 計10,400千円 4)山県市内で農業を営む者（認定農業者等）	○	―	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	物価高騰の影響を最小限に留め、支援対象農業者の作業省力化を促進し、生産拡大及び生産効率の向上につながる。	特定予定（HP）	ホームページ、広報誌	農林水産・食品分野	農業経営		R9当初(地)
22	11	RT.補正	推奨事業	○	○	市内で事業を営む事業者が山県市商工会の伴走支援を受けながら行う自前の経営、事業の発展及び市内の経済・産業の活性化及びワークライフバランスの推進のため、自ら課題解決に取り組む事業や子育てしやすい環境づくりに取り組む事業者を支援するものであり、事業者の賃上げ環境整備にも資する事業である。	○	中小企業活性化補助金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備					17,000	6,251	6,251	10,649	2,000	1)市内の中小企業者等が山県市商工会の伴走型支援を受けながら、自社の課題解決に取り組む事業や従業員が子育てしやすい環境づくりに取り組む事業に対し賃上げ環境の整備を図る。 2)中小企業等活性化補助金※に機械設備導入、ボランタル、創業、第2創業、専力化、人材育成、人材確保、人材育成の7つの類型を設け、総額1,500万円の補助金、助成金事業。 3)機械設備導入：1次万円×3者 ・機械：総額：1次万円×3者 ・創業・第2創業：10万円×3者 ・省力化：1次万円×2者 ・人材育成：10万円×1件 ・人材確保：20万円×1件 ・人材育成：20万円×1件 ・商工会所属支援者：20万円 4)人材育成以外（以下のいずれかに該当する者 ・（1）市内に主たる事業所を有する法人 ・（2）市内に主たる事業所を有する個人事業主 ・（3）（1）又は（2）に該当する者 ・山県市からのレベル1～認定事業者 ・2歳未満の子の養育のための連続する28日以上育児休業を取得し、かつ職場復帰する男公みの主な従業員がいる者 ・市主催の事業等に協力できる者	―	―	―	―	R8.3	議決	R8.4	R8.4	R9.3	市内中小企業者への支援件数：50者以上	特定予定（HP）	ホームページ等	中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	伴奏支援の強化		R9当初(地)